

函館市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）および地域支援事業実施要綱（平成18年厚生労働省老健局長通知老発0609001号別紙）の例による。

(総合事業の目的)

第3条 総合事業は、次に掲げることを目的とする。

(1) サービス・活動事業

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止および地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援すること

(2) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進すること

(総合事業の構成)

第4条 市が実施する総合事業の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) サービス・活動事業（第1号事業）

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(ア) 国基準訪問型サービス

指定事業者により実施する旧介護予防訪問介護に相当するサービス

(イ) 訪問型サービス・活動A

指定事業者により実施する身体介護を伴わない生活援助を行うサービス

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(ア) 国基準通所型サービス

指定事業者により実施する旧介護予防通所介護に相当するサービス

(イ) 通所型サービス・活動C

指定事業者により実施する3～6か月の間で運動器機能および口腔機能の向上の訓練を行うサービス

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

地域包括支援センターにより実施する介護予防ケアマネジメント

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動につなげる取組

イ 介護予防普及啓発事業

健康教育や介護予防教室など、介護予防・認知症予防の知識の普及啓発に資する取組

ウ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する住民主体の通いの場の地域展開や介護予防に関するボランティア等の育成、地域活動組織の育成・支援等に関する取組

エ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を通じて評価を行い、その結果に基づいて事業改善を図る取組

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、地域住民や介護職員等に対して、介護予防に関する技術的助言等を行う取組

(総合事業の対象者)

第5条 第1号事業を利用することができる対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 施行規則第140条の6第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）

2 一般介護予防事業の対象者は、市内に住所を有する第1号被保険者およびその支援のための活動に関わる者とする。

(事業対象者の有効期間)

第6条 事業対象者の有効期間は、次に掲げる各号の期間を合算した期間とする。

(1) 事業対象者となった日から当該日が属する月の月末までの期間

(2) 2年間

2 事業対象者となった日が月の初日である場合は、前項の規定にかかわらず、2年間とする。

(第1号事業に要する費用の額)

第7条 第1号事業の実施に要する費用の額は、別表に掲げる単位数に10円を乗じて得た額とする。

(第1号事業支給費の額)

第8条 第1号事業支給費の額は、事業の種類に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 第1号訪問事業および第1号通所事業

前条で得た額の100分の90（法第59条の2第1項または同条第2項に規定する居宅要支援被保険者等にあつては、それぞれ100分の80または100分の70）とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 第1号介護予防支援事業

前条で得た額の100分の100とする。

(第1号事業支給費の支給限度額)

第9条 第1号事業支給費（第1号訪問事業および第1号通所事業にかかるものに限る。）の支給限度額は、第1号事業の利用者の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 居宅要支援被保険者

要支援状態区分に応じた介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90とする。ただし、法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、総合事業および予防給付の限度額を一体的に算定するものとする。

(2) 事業対象者

要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90とする。

2 法第59条の2第1項または同条第2項に規定する居宅要支援被保険者等にあつては、前項各号中「100分の90」とあるのは、それぞれ「100分の80」または「100分の70」とする。

(第1号事業支給費に係る審査および支払い)

第10条 市は、法第115条の4第3第6項の規定により、第1号事業支給費に係る審査および

支払いに関する事務を、北海道国民健康保険団体連合会に委託して行うことができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第11条 市は、法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費に相当する事業および法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業（以下、総称して「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を実施するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業に関する手続きは、市長が別に定める函館市介護保険運営要綱第15条および第16条の規定を準用する。

(第1号事業支給費の額の特例)

第12条 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 第1号事業支給費の額の特例に関する基準および手続きは、市長が別に定める函館市介護保険利用者負担額減免取扱要領の規定を準用する。

3 法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1号事業支給費の特例を決定されたものとみなす。

(指導および監査)

第13条 市は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、第1号事業を行う者に対して、指導および監査を行うものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 函館市生きがい活動支援通所事業実施要綱（平成12年4月1日施行）および函館市高齢者生活管理指導員派遣事業実施要綱（平成18年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 函館市一般介護予防事業実施要綱（平成29年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第7条関係）

第1号事業の区分				対象者	単位数	利用単位
第1号訪問事業	国基準訪問型サービス	基本	週1回	要支援1・2 事業対象者	1,176	月
			週2回	要支援1・2 事業対象者	2,349	月
			週3回	要支援1・2 事業対象者	3,727	月
		加算・減算		介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第七十二号）別表の1に定める単位数とする。		
	訪問型サービス・活動A	基本	週1回（最大週2回まで）	要支援1・2 事業対象者	244	回
		加算	特別地域加算	介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第七十二号）別表の1に定める方法により算出する単位数とする。		
			小規模事業所加算			
			中山間地域等提供加算			
			処遇改善加算			
			特定処遇改善加算			
		減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第七十二号）別表の1に定める方法により算出する単位数とする。		
			業務継続計画未策定減算			
			同一建物減算			
第1号通所事業	国基準通所型サービス	基本	週1回または週2回	要支援1	1,798	月
			週1回または週2回	要支援2	3,621	月
			週1回	事業対象者	1,798	月
			週2回	事業対象者	3,621	月
		加算・減算		介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第七十二号）別表の2に定める単位数とする。		
	通所型サービス・活動C	基本（運動）	週1回, 1回1時間または2時間	要支援1・2 事業対象者	157	時間
		基本（口腔）	月1回または2回, 1回1時間			
		加算	送迎加算（片道）	-	+47	回
			中山間地域等提供加算	介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第七十二号）別表の2に定める方法により算出する単位数とする。		
			処遇改善加算			
			特定処遇改善加算			
		減算	人員基準減算	介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第七十二号）別表の2に定める方法により算出する単位数とする。		
			定員超過減算			
			高齢者虐待防止措置未実施減算			
			業務継続計画未策定減算			

第1号事業の区分				対象者	単位数	利用単位
第1号介護予防 支援事業	介護予防 ケアマネジメント	基本	介護予防ケアマネジメントA	要支援1・2 事業対象者	442	月
		加算	初回加算	介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二 第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定め る基準（令和3年厚生労働省告示第七十二 号）別表の3に定める方法により算出する単 位数とする。		
			委託連携加算			
		減算	高齢者虐待防止措置未実施 減算	介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二 第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定め る基準（令和3年厚生労働省告示第七十二 号）別表の3に定める方法により算出する単 位数とする。		
			業務継続計画未策定減算			

ただし、令和3年9月30日までの間は、第1号訪問事業における国基準訪問型サービス、第1号通所事業における国基準通所型サービスおよび第1号介護予防支援事業における介護予防ケアマネジメントの各基本単価について、改正前の所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。

また、令和7年3月31日までの間は、業務継続計画未策定減算は、適用しない。ただし、通所型サービス費を算定している事業所または施設が感染症の予防およびまん延の防止のための指針および非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。